

青森県報

第二千五百三十号

平成十七年
九月十六日
(金曜日)

目 次

告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(高 齢 福 祉 課 社 保 險 ……)	一
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………	(同 ……)	一
介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退…	(同 ……)	二
保安林の指定解除予定……………	(林 政 課 ……)	二
漁場計画……………	(水 産 振 興 課 ……)	二
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………	(農 林 水 産 事 務 所 ……)	三
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…	(県 民 生 活 政 策 課 ……)	三
右 同……………	(同 ……)	三
青森県立中央病院高圧蒸気滅菌装置及び酸化エチレンガス滅菌装置の購入に係る一般競争入札……………	(医 療 薬 務 課 ……)	四
除雪車両の交換に係る一般競争入札……………	(経 理 課 ……)	五
出先機関		
土地改良事業の工事の完了……………	(農 林 水 産 事 務 所 ……)	六

告 示

青森県告示第七百三十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつたので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を 行 う 事 業 所	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社大 永工務店	八戸市諏訪二丁 目一四の一〇	福祉用具 貸与	有限会社大 永工務店	八戸市諏訪二丁 目一四の一〇	八戸市諏訪二丁 目一四の一〇	平成 一七・八・三
有限会社す ずらん	弘前市大字石渡 四丁目一三の八	訪問介護	居宅介護支 援事業所す ずらん	弘前市大字石渡 四丁目一三の八	弘前市大字石渡 四丁目一三の八	"

青森県告示第七百三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があつたので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所 名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社すずらん	弘前市大字石渡 四丁目一三の八	居宅介護支援事 業所すずらん	弘前市大字石渡 四丁目一三の八	平成 一七・八・三

青森県告示第七百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退したので、同法第百十五条第二号の規定により公示する。

平成十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	開 設 の 場 所	指 定 辞 退 年 月 日
片桐内科医院	青森市浪打二丁目一の二	平成十七年九月十六日

青森県告示第七百三十五号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
 - （一） 東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢二の七八三（次の図に示す部分に限る）
 - （二） 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - （三） 保安林を解除しようとする理由
 - 道路用地とするため
- 二 解除予定保安林の所在場所
 - （一） 東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢二の七八三（次の図に示す部分に限る）
 - （二） 保安林として指定された目的
 - 公衆の保健
 - （三） 保安林を解除しようとする理由
 - 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百三十六号

漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第十一条第一項の規定により、区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 1 公示番号 西区第157号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ほたてがい垂下養殖	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字油川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ（青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱）から真方位55度30分3.850メートルの点
- イ カ（基点第54号（青森市大字油川、新田川左岸に設置した標柱）から真方位46度30分2.700メートルの点）とアとを結ぶ直線上から180メートルの点
- ウ イから真方位9度20分731メートルの点
- エ オから真方位55度30分4.093メートルの点

- 3 免許予定日 平成17年12月26日
- 4 申請期間 平成17年11月1日から同月15日まで
- 5 地元地区 青森市大字油川、大字羽白及び大字大野
- 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成17年12月26日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、鰯及び土俵等海中にあるものであっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

ア、エの線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。

ア、エの線上の水路口の南側の点に縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、ウ、エの点に夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、イ、ウ、エの線には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

青森県告示第七百三十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 称 三 沢 三 沢 市 鹿 中 一 丁 目 五 三 二 番 地 佐 々 木 光 夫 三 沢 市 大 字 三 沢 字 前 平 一 三 番 地 七 九 号 坂 岡 正 彦 三 沢 市 大 津 一 丁 目 一 二 番 地 一 四 〇 号 宮 古 喜 一	期 間 平 成 十 七 年 九 月 十 六 日 从 前 同 月 三 十 日 未 だ 場 所 三 沢 市 漁 業 協 同 組 合

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十七年八月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かなぎ元気倶楽部

三 代表者の氏名

今 誠康

四 主たる事務所の所在地

五所川原市金木町朝日山三一九の一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、五所川原市金木町及び周辺住民に対し、地域伝統文化・芸術を活用した観光振興事業、地域経済活性化を図るための各種事業を行うことにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十七年八月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもりスポーツ活動推進機構

三 代表者の氏名

野澤 晃

四 主たる事務所の所在地

青森市幸畑二丁目九の二三

五 定款に記載された目的

この法人は、誰もが生涯にわたり、心身とも健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、喜びと感動に満ちたスポーツ活動の推進を図り、もって、健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

青森県立中央病院高圧蒸気滅菌装置及び酸化エチレンガス滅菌装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は入札説明書による。

高圧蒸気滅菌装置及び酸化エチレンガス滅菌装置一式

二 納入期限

平成十八年三月二十四日

三 納入場所

青森県立中央病院（青森市東造道二丁目一の一）

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証

明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院管理調達課

電話 〇一七 七二六 八三三二

2 入札書の提出期限

平成十七年十月三十一日 午後二時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院 三階会議室一

(二) 日時

平成十七年十月三十一日 午後二時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三十三条及び第三百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記入方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載する」と。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased : steam sterilizer and ethylene oxide sterilizer
- 2 Delivery period : 24 March 2006
- 3 Time limit for tender : 2:00 p.m. 31 October 2005
- 4 Contact point for the notice :
Aomori Prefectural Central Hospital
2-1-1 Higashitsukurimichi
Aomori city, Aomori 030-8553 Japan
TEL 017-726-8322

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品の交換とし、その物品に要求する性能等は入札説明書による。

除雪トラック(七トン級 全輪駆動) 二台(うち、一台は散水装置付き)

二 納入期限

平成十八年二月十七日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。
- 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- 5 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一
青森県出納局経理課財産管理グループ
電話 〇一七 七三四 九一〇四

2 入札書の提出期限

平成十七年九月二十六日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

- (一) 場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 南棟一階経理課入札室
- (二) 日時
平成十七年九月二十九日 午後二時三十分

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

九の3の規定により落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- 2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合にはこれに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき交換物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。

(四) (一)及び(二)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

- 3 落札対象

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

- 4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- 5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Two (2) Snow Plow Trucks
(7 ton class All Wheel Drive)
One (1) of Two (2) Sprinkler Device

2 Time limit for tender:
5:15 P.M. September 26, 2005

3 Contact Point for the notice:
Management Section
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570 JAPAN
TEL 017-734-9104

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年九月十六日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十六年災農業用施設災害復旧事業六〇一〇六	田子町	平成一七・七・六
" 六〇一〇七	"	"

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭